



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務課法務文書室

定期第 1 9 8 6 号 平成 2 0 年 5 月 2 7 日発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
3 0 7	漁船損害等補償法の規定による同意があったと認めた件	水産課 漁業調整室
3 0 8	漁船損害等補償法の規定による付保義務が消滅した件	(同)
3 0 9	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山村整備課
3 1 0	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	地域経済課

【 公 告 】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課

徳島県告示第三百七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年五月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

堂浦加入区

徳島県告示第三百八号

平成十六年五月二十七日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により平成二十年五月二十六日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十年五月二十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

堂浦加入区

徳島県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年五月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

津慈土地改良区

2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	齋 藤 榮 一	安 喜 計 雄	鳴門市大麻町津慈七〇
同	安 喜 計 雄		板東字国木五一一
同	小 林 清 春		津慈一〇一
同	堀 北 克 実		板東字ツブログ一七一一
同	細 川 政 廣		二〇一三
同	田 中 伯 夫		津慈一四三一一
同	細 川 雅 史		一四五一一
同	齋 藤 良 生		八 六
同	藤 江 幸 一		二〇
同	板 東 修 作	板 東 修 作	萩原字山ノ下一二九
同	原 田 明 男		板東字八幡一六
同	森 晋 治		字国木九
同	藤 原 藤 雄	梯 幸 雄	字宝蔵二八一
同	梯 幸 雄		字北条二〇
同	野 口 正 明		同
同		細 川 禧 夫	同
同		平 尾 芳 彰	同
同		堀 江 清	同
同		林 宏	同
同		板 東 一 市	同
同		小 笹 山 誠 一	板野郡藍住町勝瑞字成長九八一四
同		藤 江 正	鳴門市大麻町津慈七二一一
同		藤 江 茂	同
同		簀 内 照 雄	同
同		野 口 泰 英	同
同		矢 野 芳 一	同
同		吉 田 正 市	同
監 事	尾 形 昭 雄		同
同	細 川 惣 志		同
同	齋 藤 はつ子		同

徳島県告示第三百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十年五月二十七日から平成二十年九月二十七日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

平成二十年五月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ノヴィル株式会社	徳島市沖浜東三丁目一五番地	久岡 克佳

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ノヴィル大松店

所在地 徳島市大松町榎原外六三―三ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市手稲区新発寒六条二丁目五番八〇号	似鳥 昭雄

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ノヴィル株式会社	徳島市沖浜東三丁目一五番地	久岡 克佳
株式会社ニトリ	北海道札幌市手稲区新発寒六条二丁目五番八〇号	似鳥 昭雄

4 変更した年月日

平成十九年十月二十二日

二 届出年月日

平成二十年五月十三日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働部地域経済課及び徳島市経済部商工政策課

2 縦覧の期間 平成二十年五月二十七日から平成二十年九月二十七日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

〒七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働部地域経済課企画振興担当

電話番号。八八―六二―二三二四

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働部地域経済課及び徳島市経済部商工政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

公 告

健康保険病院労働組合鳴門病院支部から夏期一時金の要求に関して平成二十年五月三十日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

平成二十年五月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三十二

健康保険鳴門病院